

2025年3月7日
(ウェブ会議)

2025年度

第2回県本部消防担当者会議

議案資料

目 次

1. 全消協報告「消防職員の処遇改善にむけた取り組み」 1
2. 自治労提起
「緊急消防援助隊出動における災害派遣手当の増額・創設の取り組み」 27

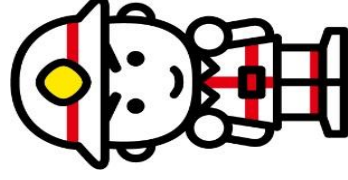
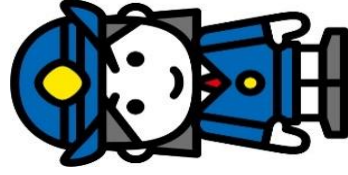
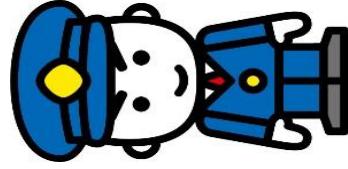
2025年度第2回県本部消防担当者会議

次 第

日時：2025年3月7日（金）13時30分～15時40分

- | | |
|-------------|---|
| 13：30 | 開 会
(司会) 上野 友里子 自治労本部法対労安局長 |
| 13：30～13：35 | 本部あいさつ
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長 |
| 13：35～13：40 | 全消協あいさつ
須藤 洋典 全消協会長 |
| 13：40～14：10 | 全消協報告「消防職員の処遇改善にむけた取り組み」
川北 研人 全消協事務局長 |
| 14：10～14：20 | 自治労提起
「緊急消防援助隊出動における災害派遣手当の増額
・創設の取り組み」
上野 友里子 自治労本部法対労安局長 |
| 14：20～14：45 | 質疑応答 |
| 14：45～14：55 | 取り組み報告① 自治労高知県本部 |
| 14：55～15：05 | 取り組み報告② 自治労大分県本部 |
| 15：05～15：15 | 取り組み報告③ 福岡県消防行政研究会 |
| 15：15～15：35 | 質疑応答 |
| 15：35～15：40 | まとめ
林 鉄兵 自治労本部総合労働局長 |
| 15：40 | 閉 会 |

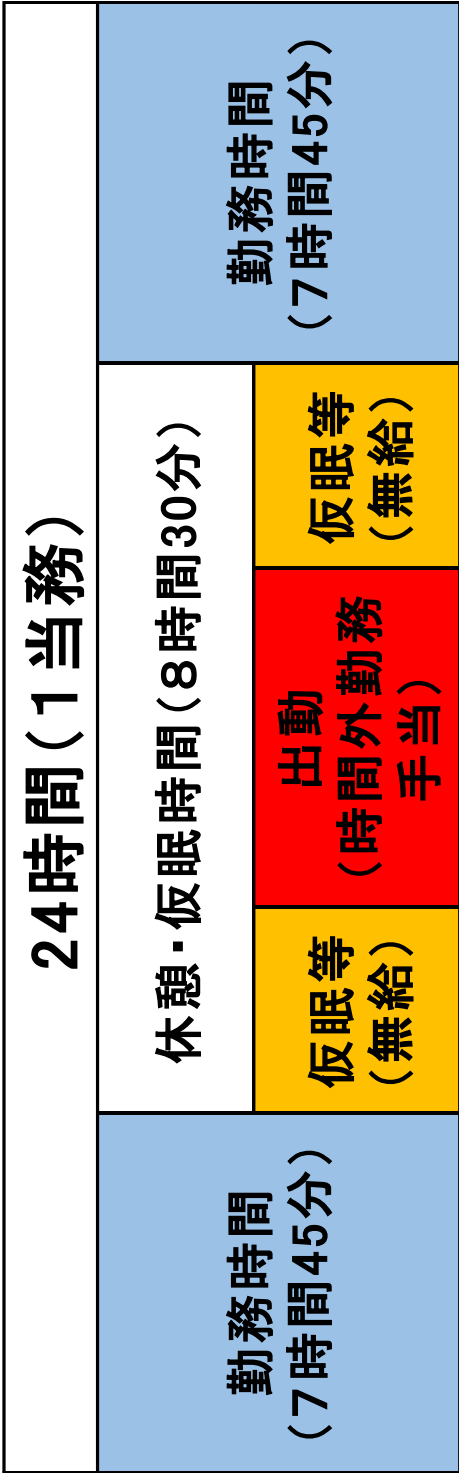
消防職員の処遇改善にむけた取り組み



1. 消防職員の勤務時間問題について

消防職員の勤務時間

1 当務24時間拘束のうち、15時間30分が正規の勤務時間。残り8時間30分が休憩・仮眠時間。休憩・仮眠時間の8時間30分は、賃金の支払い対象になっていない



火災出勤、救急出場が行われた場合、当然勤務時間となるが、消防本部によっては、休憩時間の繰り上げ・繰り下げにより、時間外勤務手当が支払われていないところもある

消防消第206号（平成15年11月11日）

2(2) 休憩時間の繰り上げ、繰り下げ等による対応

深夜の火災出勤等により、勤務を余儀なくされ取得できなかった休憩時間の全部あるいは一部について、その後の正規の勤務時間を調整（勤務再開時間の繰り下げ等）することにより、当初の指定時間とは別の時間帯に振り替える運用を行うことがあり得ること。

こうした運用を行う場合は、あらかじめ条例、規則等において事前に規定する必要があること。また、一回の勤務における所定の勤務時間数を変動させることはできないため、実際に休憩時間として取得できなかった時間分は、時間外勤務として整理する必要があり、割増された時間外勤務手当の支給対象となること。

無賃金拘束時間問題とは

日本の消防職員の休憩時間には、労働基準法の休憩付与原則のうち、
一 齊付与と自由利用の原則が適用除外。



消防職場における**休憩・仮眠時間**は、定められた署内にとどまり、火災等の発生に備え待機することとされている
つまり、**使用者の指揮命令下**にあり、かつ、**出勤（労働）を前提**と
している。

しかし、**休憩・仮眠時間は労働時間として認められていない！**

**休憩・仮眠時間を含め、「拘束時間＝実働時間」とすることはできないか？
少なくとも、「手待ち時間」※とすべきではないか？**

※ 使用者の指揮監督の下にあるが、現実には精神または肉体を活動させていない時間をいい、この手待時間は、当然に労働時間に含まれるもの

総務省消防庁の仮眠時間の見解(206号通知)

仮眠時間は労基法上の労働時間ではなく、休憩時間に当たる

(理由)

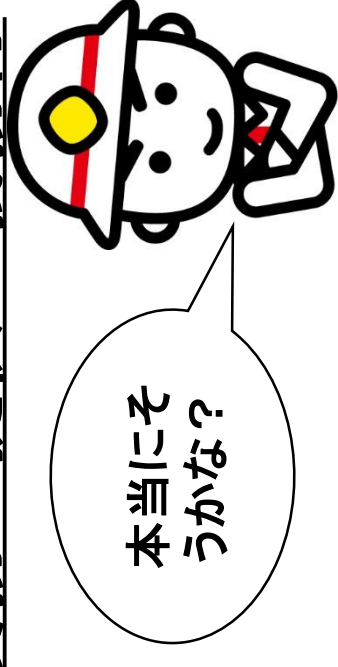
① 消防職員は仮眠中、指令係員等が、119番による通報を受信し、係員等を通じて業務命令を受けることにより勤務が開始する。

5

② 指令係員等からの業務命令は、「公務のために臨時の必要がある場合」(労働基準法第33条第3項)に発せられるものに該当すること。

⇒ 本来、仮眠に当てられるべき時間中に何らかの役務の提供が義務付けられているわけではない。

大星ビル事件判決の事案とは考え方が異なる。



大星ビル事件判決

ビル管理会社の従業員としてビル内設備のメンテナンスなどに従事している労働者らが、泊まり勤務の間に設定されている7時間ないし9時間の仮眠時間は全体として労働時間であるのに、泊り勤務手当および実作業時間に対応する時間外勤務手当、深夜就業手当しか支払われていないとして、従業員がビル管理会社に対して、差額の時間外勤務手当等の支払いを求めた事案

判決内容

労基法32条の労働時間とは、労働者が**使用者の指揮命令下に置かれている時間**をいい、実作業に従事していない仮眠時間（以下「不活動仮眠時間」）が労基法上の労働時間に該当するか否かは、労働者が不活動仮眠時間において使用者の指揮命令下に置かれていたものと評価できるか否かにより**客観的に定まる**ものというべきである。そして、不活動仮眠時間において、労働者が実作業に従事していないというだけでは、使用者の指揮命令下から離脱しているということはできず、**当該時間に労働者が労働から離れることを保障されていて初めて、労働者が使用者の指揮命令下に置かれていないものと評価することができる**。したがって、不活動仮眠時間であっても**労働からの解放が保障されていない場合には労基法上の労働時間にあたるというべき**である。そして、当該時間において労働契約上の役務の提供が義務づけられていると評価される場合には、労働からの解放が保障されているとはいえず、労働者は使用者の指揮命令下に置かれているというのが相当である。

仮眠時間中、労働契約に基づく義務として、仮眠室における待機と警報や電話等に対して直ちに相当の対応をすることを義務付けられているのであり、実作業への従事がその必要が生じた場合に限られるとしても、その必要が生じることが皆無に等しいなど実質的に上記のような義務付けがされていないと認めることができるような事情も存しない。

よって、本件仮眠時間は全体として労働からの解放が保障されているとはいえず、労働契約上の役務の提供が義務づけられていると評価することができ、本件仮眠時間は不活動時間も含めてビル管理会社の指揮命令下に置かれているものであり、本件仮眠時間は労基法上の労働時間に当たる。（平成14年2月28日最高裁判決要旨）

尾道消防職員賃金未払請求事件

尾道市消防本部で通信指令課に勤務していた原告が、24時間勤務のうち休憩時間合計8時間が労働時間に当たらない、これに対応する時間外勤務手当のうち一部が支払われたにとどまるとして、尾道市に対し、時間外勤務手当の残額を求めた事案

判決内容

- 労働基準法32条の労働時間とは、労働者が使用者の指揮命令下に置かれている時間をいい、**休憩時間（不活動時間）であっても労働からの解放が保障されていない場合には同法上の労働時間に当たるといえるべきである。**そして、労働からの解放が保障されているか否かは、当該休憩時間中であっても役務の提供が義務付けられているか否かを、**場所的、時間的制約の有無及びその程度の観点から検討すべきである。**
- （省略）休憩中の通信指令課の職員が予告指令を聞いて通信指令室に集まったのは、指令台勤務の2名では対応できない緊急の事態があり得ることに備えて**任意に行われたものと認められ、その回数も月1回程度でしかない。**その回数も考慮すれば、予告指令を受けて通信指令室に集合していたことをもって、休憩時間中も役務の提供が義務付けられていたと認めることは困難である（その後に指令台勤務についたときは、時間外勤務として取り扱われている。）

前記認定した事実関係の下において、本件休憩時間において役務の提供が義務づけられており、第1審原告が本件休憩時間中も使用者の労働指揮命令下に置かれていた、と認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。（平成23年8月26日広島高裁判決）

韓国の消防職員の勤務時間

韓国の消防公務員の場合、勤務時間の最大の概念は、勤務する場所で実際に出勤がない場合でも待機する時間（仮眠時間及び食事時間を含む）は、監督者の指揮の下に置かれていることで、すべて労働時間とみなすということです。仮眠をしても出勤し、食事をしていても出勤し、休憩していても出勤しなければならぬため、出勤に待機する時間を、すべて勤務する時間と認めます。

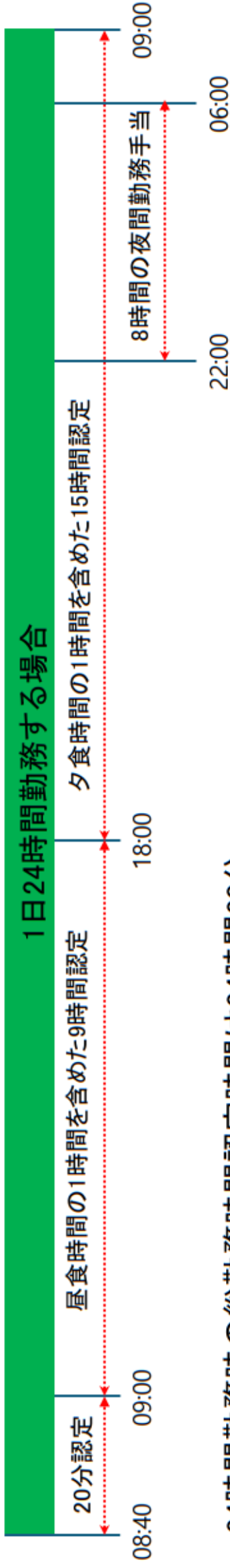
もし労働時間として認めない時間に出勤があるなら、私たちは出勤しないというのが私たちの論理です。

- ・ 消防公務員の時間外勤務手当＝

月間実際に勤務した総勤務時間－{地方公務員服務規定上の正規勤務時間（月間）－（食事時間＋休憩時間＋睡眠時間）}

＊ 夜間勤務手当は22:00～翌日06:00まで8時間支給し、8時間は時間外勤務手当も重複支給する。

∞ ＊ 交代勤務者が交代する時間08:40～09:00の20分も勤務時間として認定

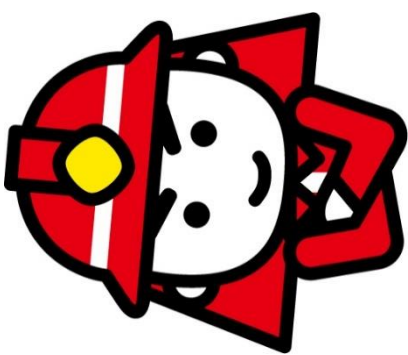


24時間勤務時の総勤務時間認定時間は24時間20分

勤務を超過した時間に対する手当認定時間＝24時間20分－8時間＝15時間20分認定

＊ 8時間を手当から差し引く理由は、8時間は基本的に勤務しなければならない時間のため（法定労働時間）

仮眠時間の取り扱い



国家公務員 (海上保安庁職員)	無給
警察職員 (地方公務員)	無給 ※毎日制勤務職員には、宿日直手当 の支給有【警視庁】
消防職員	無給

均衡の原則(地公法24条第2項)により、国家公務員や警察との関係で、消防だけ異なる取り扱いは困難・・・

日本の消防で、仮眠時間を廃止した場合には大幅な人員増が必要
仮眠時間を勤務時間にすれば、大幅な予算措置が必要

(単位：億円、%)

消防費の性質別歳出決算額の推移

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件費	13,264	63.3	13,397	67.5	13,538	67.5	13,715	68.5	13,880	66.3
物件費	2,017	9.6	2,052	10.3	2,114	10.5	2,165	10.8	2,270	10.9
普通建設事業費	4,766	22.7	3,505	17.7	3,092	15.4	3,152	15.8	3,591	17.2
補助事業費	846	4.0	698	3.5	557	2.8	456	2.3	530	2.5
単独事業費	3,912	18.7	2,806	14.1	2,534	12.6	2,693	13.5	3,058	14.6
受託事業費	8	0.0	1	0.0	0	0.0	2	0.0	3	0.0
その他	922	4.4	901	4.5	1,318	6.6	980	4.9	1,178	5.6
計	20,969	100.0	19,855	100.0	20,062	100.0	20,012	100.0	20,920	100.0

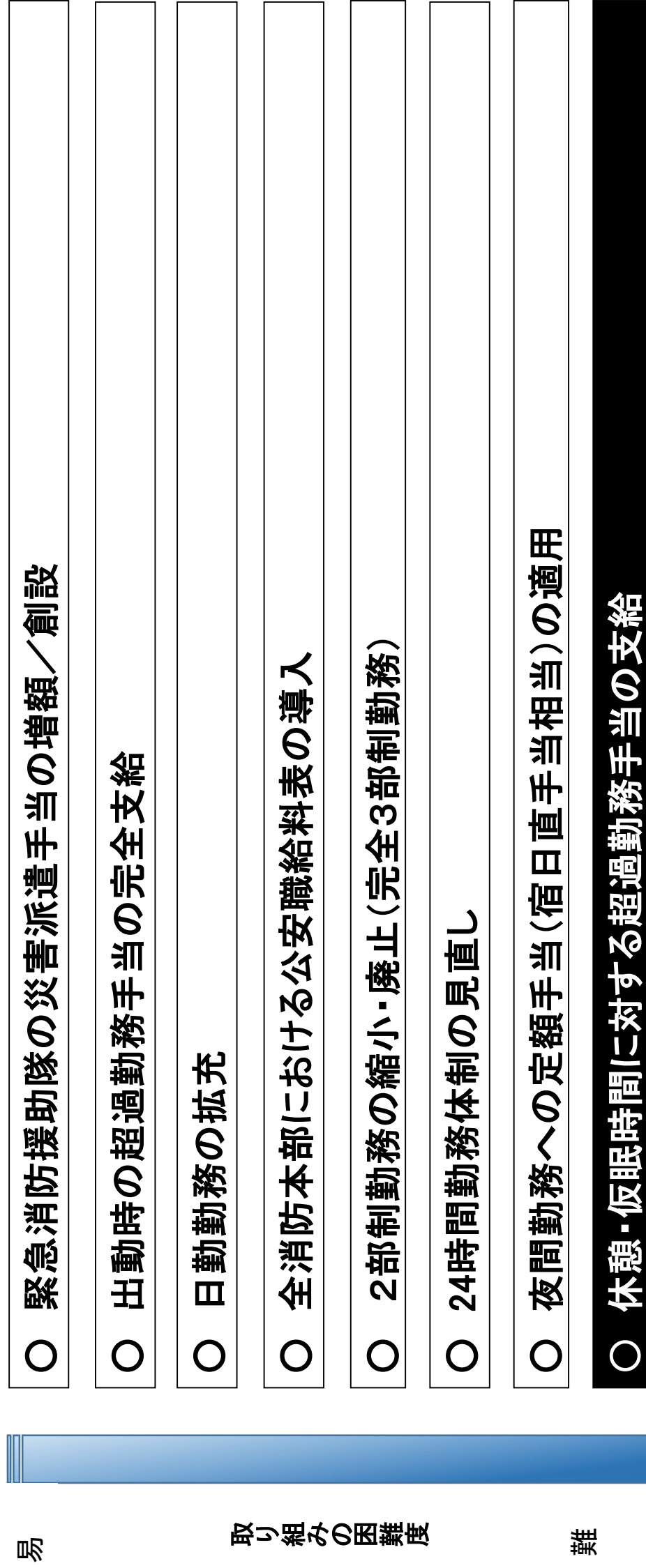
2019(令和元)年度消防費決算額2兆920億円の性質別内訳は、人件費1兆3,880億円(全体の約7割)を占めている。

勤務体制の見直しは、人員問題＝財政問題

無賃金拘束時間の解消は財政問題

消防職員の処遇改善を求める取り組みの進め方

一気に、休憩・仮眠時間に対する超過勤務手当の支給（無賃金拘束時間問題）をめざすのはハードルが高い。大目標として掲げつつ、実現可能性を考慮した現実的な取り組みを進めていくことが必要ではないか？



消防職員の処遇改善にむけた対策委員会の設置(案)

【対策委員会のイメージ】

メンバー：全消協四役（須藤会長、川北事務局長）

※ 今後、研究を進めていく中で、単協代表者（1～2人）の参画も検討
自治労本部（林総合労働局長、上野法対労安局長）
自治労顧問弁護士
古澤公務労協相談役
事務局（藤岡書記）

協議内容：①取り組みの計画作成

②職員委員会・措置要求への戦略検討

③訴訟の検討（弁護士の助言を得ながら）

④勤務体制（2部制ではない働き方）の研究

など

2. 消防職員委員会の活用について

消防職員委員会とは

消防職員の団結権の否定

警察職員及び消防職員は、職員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とし、かつ、地方公共団体の当局と交渉する**団体を結成し、又はこれに加入してはならない**（地公法52条第5項）

ILO87号（1948年の結社の自由及び団結権保護）条約

第9条

- 1 この条約に規定する保障を軍隊及び警察に適用する範囲は、国内法令で定める。
- 2 国際労働機関憲章第十九条八に掲げる原則に従い、加盟国によるこの条約の批准は、この条約の保障する権利を軍隊又は警察の構成員に与えている既存の法律、裁定、慣行又は協約に影響を及ぼすものとみなされない。



14

1965年 日本批准（ILOの見解「消防は警察に含まれる」に基づく）

その後（1973年～）、ILOは「消防は警察に含まれない」と改め、日本政府に対し、消防職員に団結権が認められるよう適切な措置をとるべきとの見解を示す。

1995年10月 消防職員委員会制度の創設

自治大臣と自治労との間で、消防職員委員会制度を設けることに合意し、消防組織法を改正

消防職員からの意見を広く求めることにより、消防職員間の意思疎通を図るとともに、消防事務に職員の意見を反映しやすくすることにより、職員の士気を高め、もって消防事務の円滑な運営に資すること

（日本政府）

「団結権の代償措置」と主張

（労働側）

労働基本権制約の定義にも合致せず、「団結権の代償措置たるものは存在しない」



大前提

- ① 消防職員委員会は、

団結権の代償措置ではない

しかし、

- ② 消防職員委員会は、消防組織法に明記されている

消防職員の権利。国が認める職員の発言を保障する手段！

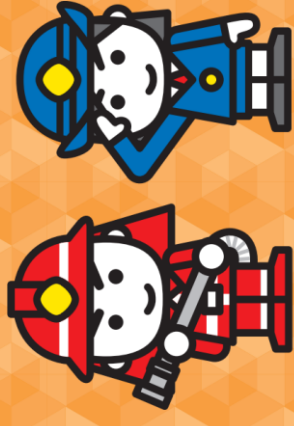
全消協の考え方

消防職員委員会を最大限活用し、職場や処遇の改善につなげる
委員会の活用は団結権が付与される未来にむけた労使交渉のトレーニング効果も！

制度を活用
しないと損
だよ！！

消防職員委員会

平成31年4月1日から制度の一部が変わりました。



緊急消防援助隊出動における災害派遣手当の増額・創設の取り組み

大規模災害時の緊急消防援助隊の出動で支給される特殊勤務手当の額や支給条件は消防本部毎に取り扱いが異なる実態。時間外勤務手当の支払いも消防本部毎に格差が生じている。



緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する手当について

「緊急消防援助隊として出動した職員に対する手当の支給について」
(令和6年8月1日 消防消第247号・消防広第188号 消防庁消防・救急課長、広域応援室長通知)

- 重大な災害が発生した場所における救助活動等に対する特殊勤務手当について、国家公務員においては災害応急作業等手当が、警察職員においても各団体の条例に基づき同種の手当が支給されており、各消防本部においても、国家公務員に対して支給される手当の状況も勘案し、各団体の条例で適切に定めていただくものである。
- 特に、**緊急消防援助隊は、国家公務員や警察職員が従事する救助活動等と同様に、大規模災害の被災地において、災害対策基本法に基づく避難指示エリア等の危険な区域を含む過酷な環境の下、救助活動等の危険を伴う業務に従事するものであり、また、他の地方公共団体に属する職員とともに部隊を構成し、災害対応に当たる性格のものである。**
- **したがって、緊急消防援助隊として出動した場合の特殊勤務手当については、国家公務員における危険区域での活動による割増が適用される場合があることも勘案し、国家公務員や警察職員との待遇の均衡を図られるように支給の検討をできるだけ速やかに行うこと（参考参照）。**
- **手当の財源は、緊急消防援助隊が消防庁長官の「指示」を受けて出動した場合は国庫負担となり、「求め」に応じて出動した場合は全国市町村振興協会の交付金等により負担されること。**

(参考：国家公務員における手当の支給状況)

国家公務員（一般職）	
特殊勤務手当の根拠規定	人事院規則九一三〇
名称	災害応急作業等手当
対象作業	災害現場における被災者の救助等作業（第19条第1項第3号）
金	通常 840円/1日（第19条第2項第3号）
	大規模災害の場合※1 1,080円/1日（第19条第2項）
額	大規模災害、かつ危険区域※2 において活動する場合 2,160円/1日（第19条第3項第3号）

※1 災害救助法等が適用されるなど大規模災害として人事院が定める災害の場合。
※2 「災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法その他の法令等に基づき設定され、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域」等で活動する場合。

消防職員委員会を最大限活用し、処遇の改善につなげよう

自治労と連携した全消協の取り組み

全消協の取り組み

全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現にむけた、処遇改善に取り組みます。

単協の取り組み

17

単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額2,160円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

自治労の取り組み

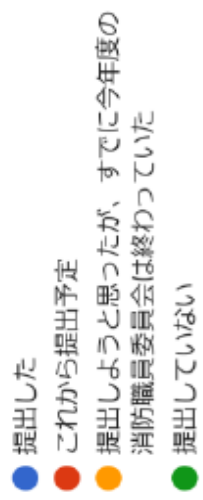
- ① 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。
- ② 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。また、消防職員委員会で意見提出した項目について、確定闘争期における自治体要求項目にも盛り込むこととし、単組は単協とともに当局に要求を行います。

全消協「緊急消防援助隊として出動した消防職員に対する特殊勤務手当の改正等に関する消防職員委員会の意見提出の取り組み実態調査」回答結果（175単協回答／183単協）

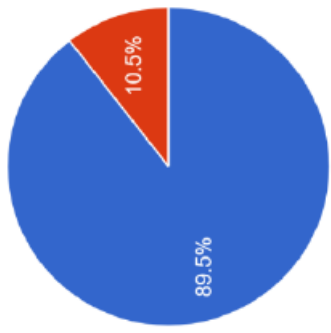
結果の概要

- ◆ 提出した単協は2割。7割の単協で意見提出していない
- 【提出した単協】
- ◆ 約9割で審議対象となり、そのうち約8割弱の単協で委員会の審議結果は「実施が適当」

（意見提出状況）

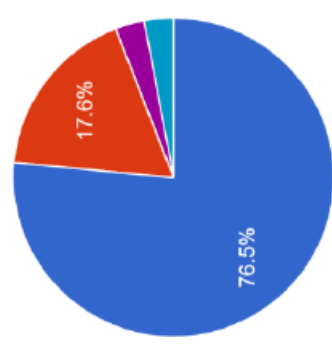


● 対象となった
● 対象とならなかった



（「提出した」の回答のうちの委員会の審議結果）

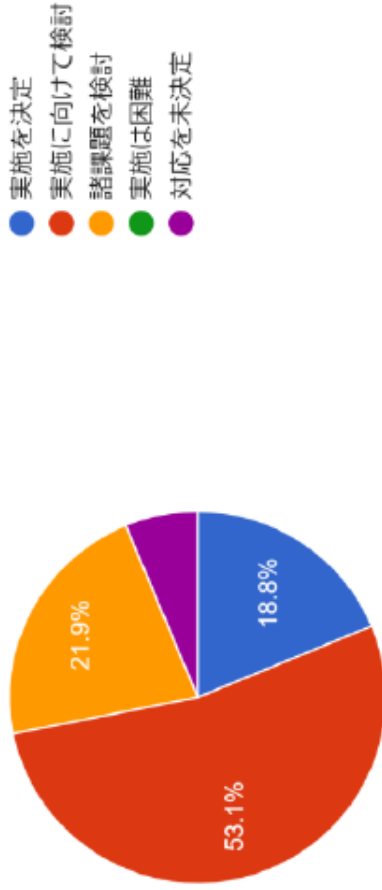
● 実施が適当
● 諸課題を検討
● 実施は困難
● 現行通り
● 現行通り。但し、他消防本部の整備状況を見ながらその支給内容によっては再検討が必要。
● 当局側で特殊勤務手当増額に向けた条例改正をする見込み。



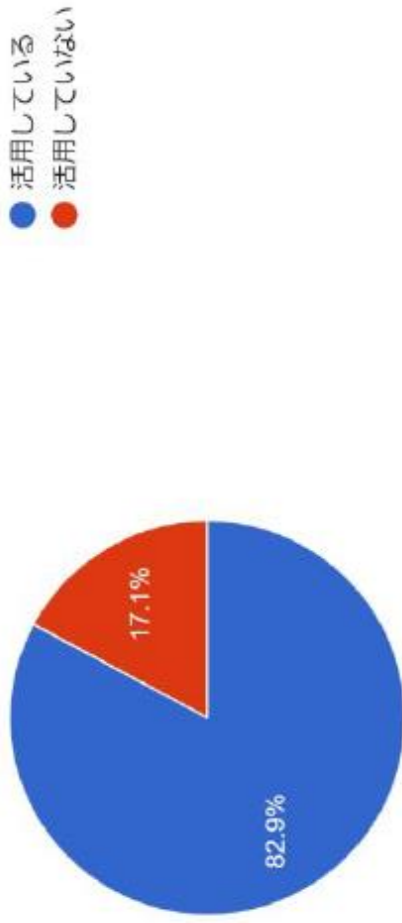
【提出した単協】

- ◆ 消防長の処置結果は「実施を検討」が約2割、「実施に向けて検討」が約5割
- ◆ 約6割弱の単協が「手当の創設」、約4割で「手当の増額」
- ◆ 消防職員委員会の活用は、約8割で「活用している」

(消防長の処置結果)



(単協の消防職員委員会の活用状況)



(条例・規則改正の結果の改善内容)



30年以内に首都直下地震、南海トラフ地震災害(M7クラス)が発生する確率は70%！！
いつ大災害が起こるかわからない、今まさに起こるかもしれない状況なのに、災害派遣手当の増額・創設をしないのか！？

3. 国際連帯活動について

全消協と韓国・公労総消防労組との定期交流

4年間交流を実施予定

2024年度：2024年3月18～21日実施済

2025年度：公労総消防労組が来日（5～6月頃を予定）

2026年度：全消協が訪韓

2027年度：公労総消防労組が来日

韓国・公労総消防労組結成までの経過

2006年5月 消防発展協議会を3人で結成

2020年4月 消防公務員を国家職に統一

2020年6月 職場協議会の結成

2021年7月 公務員労働組合法の改正により、
消防公務員の労組加入を保障
（団結権・団体交渉権の付与）



【労組結成後主な成果】

- (1) コロナ対応救急隊員の医療業務手当の確保
- (2) 消防公務員の公務災害に対する国家立証責任「公傷推定法」法案準備
- (3) 救助救急活動費100%引き上げ
- (4) 消防公務員殉職事故調査団への参加
- (5) 消防公務員の火傷の公務災害時、介護費の引き上げ

<韓国消防職員の現状について>

1. 団結権付与後の消防・救急行政サービスへの影響

韓国政府も消防公務員に労働組合を容認する際、行政サービスへの悪影響を懸念したが、労働組合結成後の3年間、長年解決できなかった手当の改善をはじめ、消防公務員の処遇を改善する法案が作られ、消防庁は労働組合の必要性を認め、なくてはならない存在とみている。消防・救急業務への悪影響はなく、より多くの肯定的な面がある。

2. 消防公務員の勤務体制

3組1交替勤務体制(2023年～現在)

月10日勤務、総勤務時間240時間

長年、消防公務員が希望していた勤務体制が実現！

22

●勤務方式(1日勤務2日休務)

曜日	月	火	水	木	金	土	日
勤務	当番	非番	非番	当番	非番	非番	当番
時間	24	24	24	24	24	24	24

・ (時間)当番 - 09:00～翌日09:00(24時間)、非番 - 09:00～翌日09:00(24時間)

3. 消防公務員の勤務時間の取り扱い

交替制勤務の消防公務員は、昼食時間、夕食時間、仮眠時間、休憩時間、交代勤務時間(引継ぎ時間)もすべて労働時間と認定され、手当が支給されている。

4. 消防公務員の賃金

- ・2020年4月の国家職化以前から、警察公務員と同じ給料表を使用。2023年には警察・消防の給料表は公安職水準に引き上げられた。2023年の公務員の平均所得金額は544万W(円換算で604,271円相当)
- ・特殊勤務手当は、火災鎮火手当(火災隊員に8万W(約9,000円)支給)と救助救急活動費(救急業務と救助業務に20万W(約22,500円)支給)

5. 女性消防公務員の状況

- ・消防公務員全体66,659人のうち女性公務員は6,655人、女性割合は9.98%
（日本は約16万人の消防職員のうち女性性は5,585人、女性割合は3.4%）
- ・女性公務員の担当業務の7割は行政事務（管理・状況管理）に従事。救急隊22%、火災消化隊4.3%、救助隊0.1%
- ・女性の専門性は、とくに救急隊で高く評価されている
- ・現在、消防公務員の採用試験で課される体力検査の評価基準は男女別。**2027年からは男女同一の体力検査基準に統一**
- ・ハラスメントに対する社会の厳しい視線もあり、男性も注意している。現在は消防本部の「**監察**」で苦情処理を対応
- ・**結婚で辞める女性公務員はほとんどいない**

6. ユース世代の状況

- ・消防公務員の年齢構成は、**30歳が5.15%と最も多い**。年代別には、20代21.3%、30代35.81%、40代23.94%、50代18.95%で、**MZ世代（20代、30代）が全体の57.11%を占めている**。
→若い世代に偏っており、若い世代と既存世代の葛藤・対立があるほか、将来定年の年代にか
かる頃、この世代が一気に抜ける年齢構成不均衡によるリスクもある。
- ・消防公務員の退職率は、定年退職も含めた55～60歳の離職率が1番高く、2番目は若年世代
- ・**25～40歳の消防公務員の離職率は約32%**
→**賃金の低さを理由とする離職が高いことから、消防労組としては、若い世代の賃上げ幅を厚く
する**など、若年層に焦点を絞り、賃金交渉を実施。2022～2024年までの公務員賃金引き上げ
で一定効果あり。



国民であれ、同僚であれ、労働者であれ、その痛みを感じた時は自分の痛みとなる。私の労組活動のエネルギーは、自分の才能でも環境でもなく、他人の痛みと共に感じ、それが原動力となって活動を続けることができた。何かをやるうとする時、5分だけ我慢しよう。諦めない。諦めなければ、いつかそれができる時期が来る。

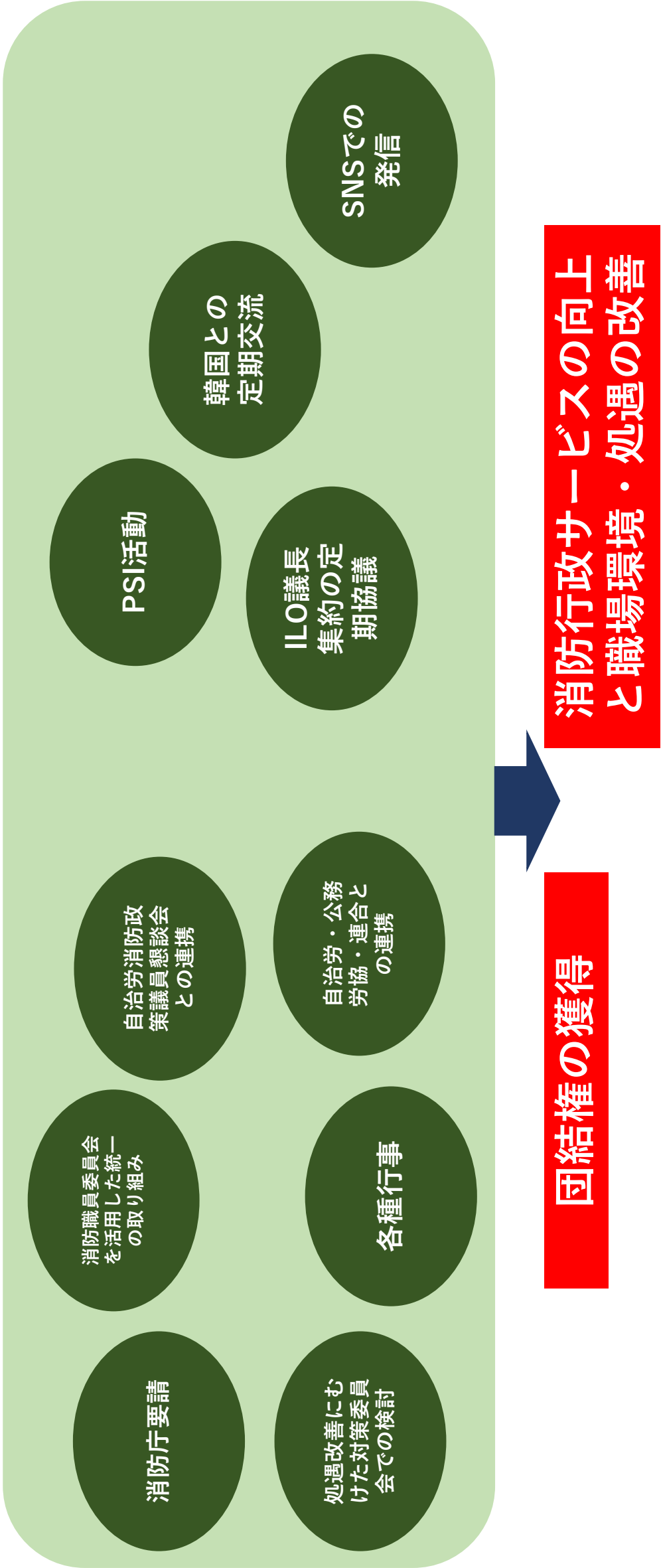


4. とも

全消協の活動

全消協の取り組み

全消協は、単協・県消協からの意見を踏まえ、あらゆる手段を使って、消防行政サービスの向上と職場環境・処遇の改善、団結権の獲得に取り組みます。

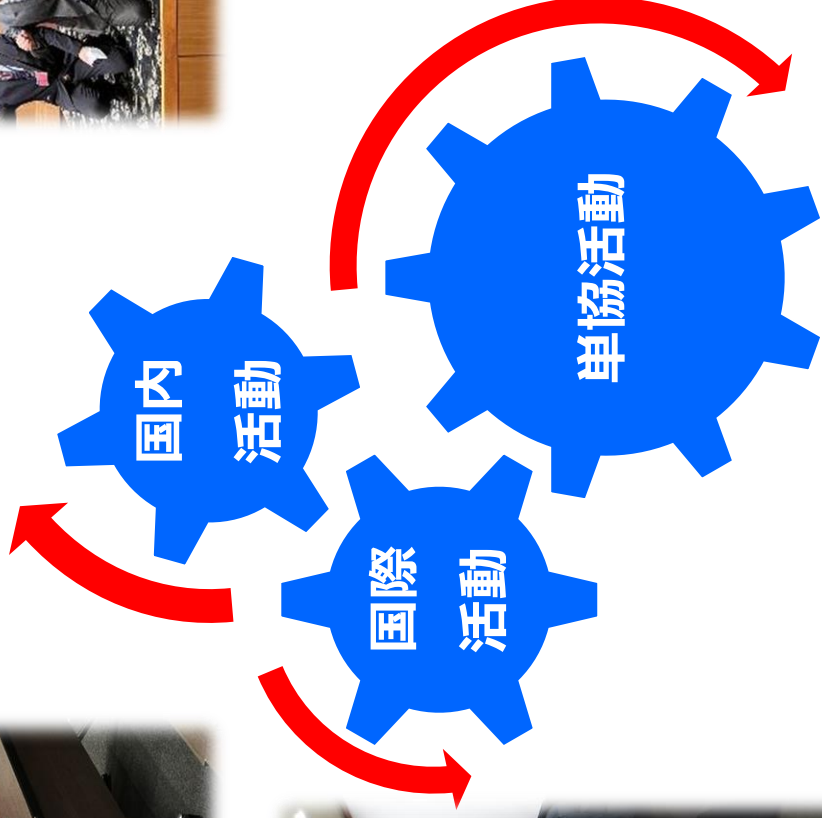


全消協連帯活動の重要性（全消協の活動目的と、手段・行動）

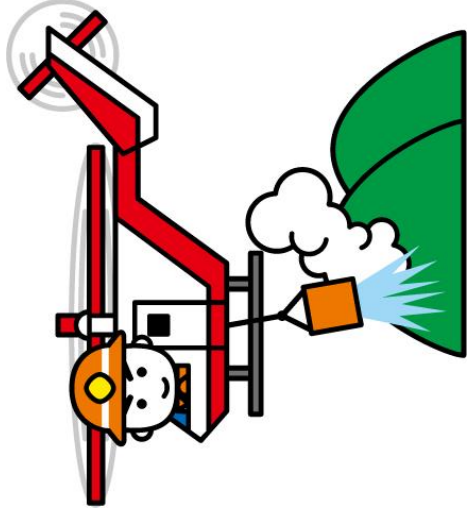


団結権の獲得

職場環境・処遇の改善



緊急消防援助隊出動における災害 派遣手当の増額・創設の取り組み



消防職員委員会を最大限活用し、処遇の改善につなげよう

自治労と連携した全消協の取り組み

全消協の取り組み

全消協は、地方公務員法が規定する給与の均衡の原則に反する消防本部間の格差解消と同一労働同一賃金の実現にむけた、処遇改善に取り組めます。

単協の取り組み

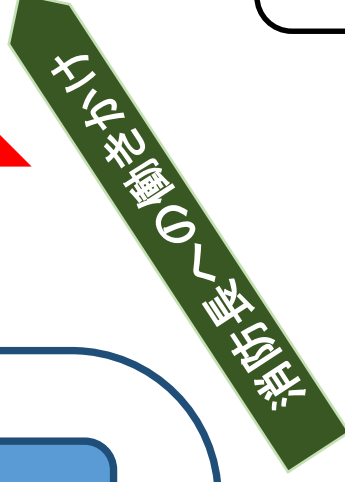
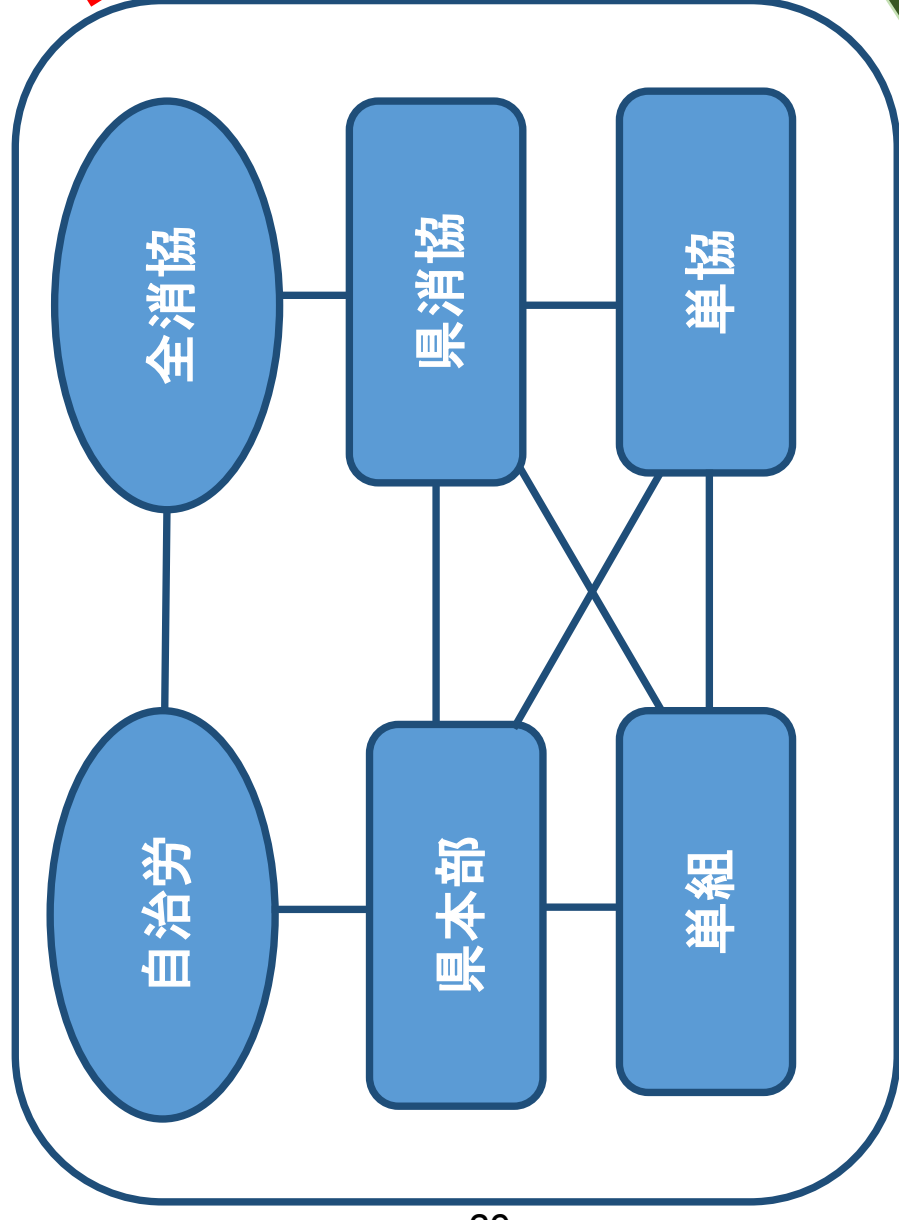
28

単協は、消防本部間の格差解消、同一労働同一賃金の実現をめざします。とりわけ大規模災害における「災害派遣手当」の増額（最低目標：日額2,160円）、時間外勤務手当の支払いなどの処遇改善などを求め、消防職員委員会に意見を提出します。

自治労の取り組み

- ① 単組は、単協における消防職員委員会への意見提出や議会への働きかけの取り組みを支援します。とくに、消防職員委員会の審議結果を消防長が尊重することを求めるとともに、手当支給にむけて首長部局および議会への働きかけを行います。また、年度後半に委員会を開催できなかった場合は、翌年度4月以降の委員会開催の機会に取り組めます。
- ② 県本部は、単組とともに、これらの単協の取り組みを支援します。また、消防職員委員会で意見提出した項目について、自治体要求項目にも盛り込むこととし、単組は単協とともに当局に要求を行います。

自治労・全消協の連携した取り組み



消防職員



消防職員委員会



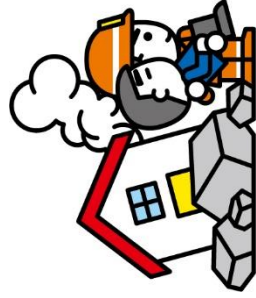
審議結果を消防長に提出

消防長



消防長が「実施が適当」と判断した場合、首長部局と予算折衝することになる

首長部局



自治労2024確定闘争の取り組み結果

要求項目「(9)緊急消防援助隊の災害派遣手当の増額をはかること」

要求した

95単組で要求提出(5.8%)／1,622単組

(県1、都市50、町村42、事務組合・広域連合1)

今回、前進回答あり

「今回、前進回答あり」

8単組(2.6%)

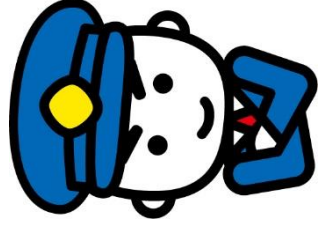
(内訳)

【都市(7)】北上市職(岩手)、海老名市職(神奈川)、塩尻市職(長野)、庄原市職(広島)、香南市職労(高知)、
行橋市職労(福岡)、柳川市職労(福岡)

【町村(1)】日南町職労(鳥取)

低調な取り組み、自治労単組と全消協単協の連携が課題

自治労と全消協の連携とは？



1. 県本部・単組方針への消防対策の明記

- ・ 県本部・単組方針に消防対策を盛り込み、県消協・単組と取り組みの連携をはかる。

2. 県本部における消防担当役員・書記の配置などの体制整備

- ・ 担当役員および書記を配置し、県消協・単組との日常的に連携をはかり、消防課題の把握と解決に取り組む。
- ・ 県本部会計に消防対策費を予算化するなど、県消協・単協の取り組みを支援する。
- ・ 本部が開催する自治労県本部消防担当者会議に参加し、全消協課題・方針を把握し、県消協・単協の取り組みに活かす。

31

3. 県消協・単組との連携

- ・ 県消協・単組からの日常的な相談に対応し、法律的・運動的側面からの助言・指導を行う。
- ・ 消防職員委員会の意見提出について、県本部は単組と連携し、消防長に対する消防職員委員会の審議結果の働きかけや首長部局および議会への働きかけを行う。

消防職員には団結権がないため、現状では労働組合を結成・加入することはできないが、団結権が付与された際には、消防職員を自治労組合員として迎えらるよう、現段階から日常的に信頼関係を構築していく必要がある！

当面の取り組みスケジュール(2025年3～9月)

2025年															
2月		3月		4月		5月		6月		7月		8月		9月	
全消協				【単協代表者 会議2/18～ 19】 消防職員の処 遇改善の取り 組みの提起・ 周知				全消協				参議院議員選挙			
全消協				全消協				自治労				消防職員の処遇改善にむけた対策委員会			
2024年度消防職員委員会の開催（後期）								2025度消防職員委員会の開催（前期）							
◆「災害派遣手当（特殊勤務手当）の増額・創設、 時間外勤務手当の支給」の意見提出（2024年度前半 に未提出の場合）								◆「災害派遣手当（特殊勤務手当）の増額・創設、時間外勤務手当の支給」の意見提出 （2024年度未提出の場合。6月、9月議会での質問を視野） ◆「出勤時の超過勤務手当の完全支給」や通常時の「出勤手当」増額など							
県消協				単協		県本部		単組							
消防長に対する消防職員委員会の審議結果の働きかけ															
首長部局および議会への働きかけ															